



2019年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル
代表者名 代表取締役社長兼CEO 山本達夫
(コード番号3652、東証マザーズ)
問合せ先 経営企画部長 大澤 剛
T E L 03-6454-0450

基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、2019年6月21日に開催予定の当社第17回定時株主総会に係る基準日（2019年3月31日）後に第三者割当の方法により当社普通株式を取得する者に対し、2019年5月27日までに当該株式に係る払込金額の総額の払込がなされることを条件として、当該定時株主総会に係る議決権を付与することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 議決権を付与する新株式

第三者割当による新株式の発行

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 発行新株式 | 普通株式 320,000 株 |
| (2) 議決権の数 | 3,200 個 |
| (3) 株主名 | ヤマハ発動機株式会社 |

※上記、第三者割当による新株式発行の概要につきましては、本日別途開示しております「業務資本提携契約の締結および第三者割当による新株式発行ならびに主要株主である筆頭株主の異動のお知らせ」をご参照ください。

2. 議決権を付与する理由

当社は、本日別途開示しております「業務資本提携契約の締結および第三者割当による新株式発行ならびに主要株主である筆頭株主の異動のお知らせ」に記載のとおり、ヤマハ発動機株式会社（以下「ヤマハ発動機」といいます。）との間で業務資本提携契約（以下「本業務資本提携契約」といいます。）を締結し、当該第三者割当による新株式発行においてヤマハ発動機が取得する株式に対して、2019年6月21日に開催予定の当社定時株主総会における議決権を付与することを合意しております。

そのため、本業務資本提携契約に基づき、また会社法第124条第4項の規定に鑑み、株主総会に最も近い時点での株主の意思を当該株主総会に反映させたいとの判断に基づき、基準日後の株主となるヤマハ発動機に議決権の付与を認めることを決議いたしました。

【ご参考】

第三者割当による新株式発行により普通株式を取得した株主が、2019年6月21日に開催予定の定時株主総会において議決権を行使した場合、2019年5月10日現在の議決権総数31,275個に占める割合は、以下のとおりとなります。

株主名	議決権の数	議決権総数に占める割合
ヤマハ発動機株式会社	3,200 個	10.23%

※2019年5月10日現在の議決権総数は、2019年3月31日現在の総株主の議決権数に2019年5月27日を払込期日とする第三者割当により発行される新株式に相当する議決権数3,200個を加算して算出しております。

以上